

掛川市条例第22号

市長等の給料の特例に関する条例をここに公布する。

令和2年6月10日

掛川市長

(別紙)

市長等の給料の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、財政の状況を考慮し、掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例（平成17年掛川市条例第34号。以下「特別職給料条例」という。）及び掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成17年掛川市条例第36号。以下「教育長給与条例」という。）に基づいて支給する給料の額の減額のための特例を定めるものとする。

(市長及び副市長の給料の額の特例)

第2条 市長及び副市長が令和2年7月1日から令和2年12月31日までの期間に支給されるべき給料の額は、特別職給料条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、市長にあつては、当該額に100分の20、副市長にあつては、当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、特別職給料条例第4条第3項の規定による期末手当及び特別職給料条例第5条第2項の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、特別職給料条例第2条に規定する額とする。

(教育長の給料の額の特例)

第3条 教育長が令和2年7月1日から令和2年12月31日までの期間に支給されるべき給料の額は、教育長給与条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、教育長給与条例第4条第2項の規定による期末手当及び教育長給与条例第5条第2項の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、教育長給与条例第2条に規定する額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和2年12月31日限り、その効力を失う。